○市立三次中央病院倫理委員会運営規程

平成16年４月１日訓令第49号

改正

平成20年７月８日訓令第４号

平成21年11月13日訓令第15号

平成22年４月１日訓令第９号

平成23年１月31日訓令第１号

平成24年３月30日訓令第３号

市立三次中央病院倫理委員会運営規程

（目的）

第１条　市立三次中央病院倫理委員会（以下「委員会」という。）は，市立三次中央病院の運営全般に係る倫理上の問題等について協議し，意思決定することを目的とする。

（分掌）

第２条　委員会の分掌事務は，病院運営に関する倫理上のすべての事項とする。

（構成）

第３条　委員は，副院長，看護部長，診療部長，診療技術部長，薬剤科長及び事務部長をもって充てる。

２　病院長は，特別委員として院外の有識者を若干人選任することができるものとする。

３　委員長は，委員の中から病院長が指名する。

４　委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第４条　委員会の会議は，必要な都度委員長が招集し，開催する。

２　特別委員は，委員長が必要と認めるとき，出席するものとする。

３　委員長は，必要と認める場合には，委員以外の者を説明者，参考人等として委員会の会議に出席させることができる。

４　委員会の会議の状況は，議事録として保管するものとする。

（事務局）

第５条　委員会に事務局を置き，その庶務は事務部病院企画課において行う。

（その他）

第６条　委員会の運営に関して定めのない事項で，必要な場合は，委員会で定める。

附　則

この訓令は，平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成20年訓令第４号）

この訓令は，平成20年８月１日から施行する。

附　則（平成21年訓令第15号）

この訓令は，平成21年11月20日から施行する。

附　則（平成22年訓令第９号）

この訓令は，平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年訓令第１号）

この訓令は，平成23年２月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日訓令第３号）

この訓令は，平成24年４月１日から施行する。